

各住民自治協議会会長 様

東広島市長 高垣 廣徳
(総務部危機管理課)

行方不明者捜索時における緊急告知放送等の活用について (お知らせ)

各住民自治協議会におかれましては、平素から本市の各種の取組みにご協力いただき厚く御礼申し上げます。

市では、「災害等」や「緊急性が高い重大事件・事案^{*}」に関する情報配信を、緊急告知放送や市防災メール等を活用して行うことにしております。

それらに加えて、「行方不明者情報」に関しても、情報配信を行ってまいりますので、次のとおりお知らせいたします。

※「緊急性が高い重大事件・事案」については、現時点まで、情報配信を行った事例は発生しておりません。

1 概要

「災害等」「緊急性が高い重大事件・事案」に加えて、「行方不明者情報」についても、東広島警察署から要請を受けた場合、市の情報配信手段を活用し、情報提供を行います。

2 対象に加える「行方不明者情報」

東広島警察署が、重大事案の発生時や行方不明者の捜索時に、緊急性が高いと判断した事案を対象として、緊急告知放送や防災メール等の情報配信を行います。

【災害等以外の対象事案】

緊急度	類別	具体例	内容
最高度	犯罪情報 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 連続殺人 持凶器連続強盗事件の犯人潜伏 猟銃を奪って逃走受刑者が逃走中 	<ul style="list-style-type: none"> 凶器所持者の逃走など連続発生するおそれがある事案 受刑者の逃走等で市民の生命身体に危害が加えられる危険性・切迫性が高いと認められる事案
高	犯罪情報 行方不明者情報	<ul style="list-style-type: none"> 空き巣の連続発生 自救無能力者等の行方不明発生 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪に関する事案 (東広島警察署判断により状況に応じて) 行方不明者捜索に関する情報提供呼びかけ事案 (東広島警察署判断により状況に応じて)

3 情報配信の流れ

原則、東広島警察署から市危機管理課への要請を受けて実施します。

行方不明者捜索時に関しては、行方不明届を届出ている親族等の意向確認を行った上で、情報配信手段を選択し、配信を行います。

地域や関係者から直接危機管理課に要請があった場合は、東広島警察署と連携し、東広島警察署が親族等の意向確認を行った上で実施の判断をしてまいります。

【情報配信の種類】



東広島市総務部危機管理課
担当 中野・高田
電話 082-420-0400